



弁護士による

無料法律相談

- 相続、離婚、債権・債務などの専門的な知識の必要な法律問題について、
弁護士が相談に応じ、問題解決に向けたきっかけづくりを行います。
- 対象は、市内に在住・在勤・在学の方です。
- 相談時間は30分です。
- 相談日の1週間前（閉庁日の場合は、翌開庁日）から予約が可能です。
- 相談できる回数は、内容にかかわらず同月内に1回限りとします。
- 予約先 市政情報相談課

TEL 06-4309-3104

実施場所	曜日	時間	定員
本庁	月曜・水曜・金曜	13時～16時	14人
本庁 (ナイター相談)	第2火曜	17時30分～20時	12人
本庁 (土曜日)	第4土曜	9時～11時30分	12人
布施駅前 リージョンセンター	第1火曜・第3火曜	13時～16時	7人
若江岩田駅前 リージョンセンター	第1木曜・第3木曜	13時～16時	7人
四条 リージョンセンター	第2木曜・第4木曜	13時～16時	7人
楠根 リージョンセンター	偶数月の第2火曜	13時～16時	7人
中鴻池 リージョンセンター	偶数月の第4火曜	13時～16時	7人
日下 リージョンセンター	奇数月の第2火曜	13時～16時	7人
近江堂 リージョンセンター	奇数月の第4火曜	13時～16時	7人

※土曜日（第4土曜を除く）・日曜日・祝日は実施していません

令和7年

7月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		1 布施	2 本庁	3 若江岩田	4 本庁	5
6	7 本庁	8 日下 本庁ナイター	9 本庁	10 四条	11 本庁	12
13	14 本庁	15 布施	16 本庁	17 若江岩田	18 本庁	19
20	21	22 近江堂	23 本庁	24 四条	25 —	26 本庁
27	28 本庁	29 —	30 本庁	31 —		

令和7年

8月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1 本庁	2
3	4 本庁	5 布施	6 本庁	7 若江岩田	8 本庁	9
10	11	12 楠根 本庁ナイター	13 本庁	14 四条	15 本庁	16
17	18 本庁	19 布施	20 本庁	21 若江岩田	22 —	23 本庁
24	25 本庁	26 中鴻池	27 本庁	28 四条	29 本庁	30
31						